令和7年度　第2回美祢市廃棄物減量等推進審議会

会議資料

日時：令和7年3月23日（月 ）9：30～

会場：美祢市役所本庁舎３階　３０１号会議室

美祢市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期　始期：R8.3.1
　　終期：R10.2.29

Ｎｏ.	委員区分	所属団体等	委員役職等	委員氏名
1	１号委員 （各種団体等を代表する者）	美祢市快適な環境づくり推進協議会	美祢支部副支部長	伊藤　新司
2		美祢市快適な環境づくり推進協議会	美東支部副支部長	山尾　春行
3		美祢市快適な環境づくり推進協議会	秋芳支部代表委員	阿武　福子
4		美祢市連合婦人会	会長	長谷　京美
5		美祢市食生活改善推進協議会	会長	加納　光江
6		美祢市社会福祉協議会	会長	山田　悦子
7		美祢市商工会	事務局長	末岡　竜夫
8	２号委員 （知識経験を有する者）	山口大学大学院創成科学研究科	教授	今井　剛
9		（有）美祢環境クリーン	代表取締役	大谷　龍夫
10		（有）野村商会	代表取締役	野村　宏之
11		（有）大熊工業	取締役会長	大呑　重夫
12		（株）秋芳ヘルス工業	係長	井上　耕治
13	３号委員 （市長が必要と認める者）	公募委員	美祢地域	小松　敏夫
14		公募委員	美東地域	平山　千恵
15		公募委員	秋芳地域	萬治　留美代

美祢市廃棄物減量等推進審議会事務局職員名簿

Ｎｏ.	職員所属	職員役職	職員氏名
1	市民福祉部	部長	佐々木　靖司
2	美東総合支所	支所長（課長）	高須　健一
3	秋芳総合支所	支所長（課長）	福田　泰嗣
4	市民福祉部　生活環境課	課長	向井　保幸
5		班長	山田　豊
6		主事	内藤　真冴斗

令和８年度　美祢市一般廃棄物処理実施計画

１　計画の位置づけ

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第６条第１項の規定に基づき、令和８年度一般廃棄物処理実施計画を定める。

２　計画期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

３　処理を行う廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条に規定する一般廃棄物

４　処理区域

美祢市全域

５　一般廃棄物排出量及び処理実績

（１）一般廃棄物排出量の推移

①ごみ

区分/年度	R2	R3	R4	R5	R6
家庭ごみ　(t)	7,026	6,802	6,473	6,178	5,898
事業系ごみ(t)	569	683	666	657	540
合計(t)	7,595	7,485	7,139	6,835	6,438

②し尿、浄化槽汚泥

区分/年度	R2	R3	R4	R5	R6
し尿(kl)	3,881	3,622	3,567	3,816	3,349
浄化槽汚泥(kl)	12,101	11,990	12,207	11,491	11,606
合計(kl)	15,982	15,612	15,774	15,307	14,955

（２）一般廃棄物処理実績及び見込

区　　分	令和６年度実績	令和７年度見込※	令和８年度見込※
ごみ(t)	6,438	6,373	6,309
し尿(kl)	3,349	3,110	2,967
浄化槽汚泥(kl)	11,606	11,243	11,204

※美祢市一般廃棄物処理基本計画

６　処理施設の概要

収集した廃棄物について、下記施設で適正に中間処理及び最終処分を行う。

（１）ごみ処理施設

①中間処理施設

施設名称		美祢市カルストクリーンセンター
所在地		美祢市秋芳町岩永下郷 10315 番地 2
ごみ燃料化施設	供用開始	平成 11 年
	処理能力	28t/日
	処理方式	ＲＤＦ（可燃ごみ固形燃料化）

施設名称		美祢市リサイクルセンター
所在地		美祢市大嶺町西分 2982 番地
リサイクルセンター	供用開始	平成 12 年
	処理能力	1t/日（空缶類・ペットボトル）
	処理方式	選別・圧縮・梱包・貯留

施設名称		美祢市秋芳一般廃棄物保管施設地
所在地		美祢市秋芳町秋吉 10811 番地
保管施設	供用開始	平成 11 年
	対象処理物	固形燃料化できないごみ

（２）最終処分場

施設名称		美祢市一般廃棄物最終処分場
所在地		美祢市大嶺町西分 2982 番地
最終処分場	埋立開始	平成 12 年
	埋立面積	4,500 ㎡
	埋立容量	22,000 ㎥
	浸出水処理能力	20 ㎥/日
	浸出水処理方式	接触ばっ気（脱窒素処理）方式＋ 凝集沈殿処理＋高度処理＋滅菌処理

施設名称		美祢市美東一般廃棄物最終処分場
所在地		美祢市美東町赤 3214 番地
最終処分場	埋立開始	平成 2 年
	埋立面積	2,800 ㎡
	埋立容量	16,500 ㎥
	浸出水処理能力	20 ㎥/日
	浸出水処理方式	生物処理（脱窒素処理なし）

7　収集運搬計画

（１）収集運搬計画

①収集区域の範囲

美祢市全域とする。

②収集の方法

生活系ごみは委託収集とし、事業系ごみは許可収集で行う。分別収集の区分は表１のとおりとする。

③収集運搬の方法

収集運搬の方法は表２のとおりとする。

※固形燃料化できるごみ袋　：大 50ℓ、小 30ℓ、特小 20ℓ

固形燃料化できないごみ袋：大 50ℓ、小 30ℓ

・固形燃料化できないごみのうち市指定のごみ袋に入らない金属類、硬質プラスチック類、その他のごみについては納付券を貼付し市に届出があった各地区のごみステーションに排出する。

・粗大ごみは年 4 回収集を行う。（排出者が申込みを行い、排出するごみの大きさ、品目、排出場所に応じた金額分の納付券を貼付する。）

③収集の回数

家庭から排出されるごみ及び粗大ごみは、市が年間スケジュール（美祢市家庭ごみ収集カレンダー）を作成し、各戸に配布するとともに、美祢市ホームページに掲載する。

表１　分別収集の区分

分別区分		具体的な品目
固形燃料化できるごみ	週2回出すごみ	生ごみ、卵・貝のカラ、紙くず・吸い殻、発泡スチロール、トレー、洗剤容器 ビニールバッグ・ビニール袋、ひも、草花・落ち葉、紙おむつ、廃食油 菓等の包み紙・アルミホイル、キャップ
	月1回出すごみ	布製品(服・着物・下着・靴下・ぼうし・シーツ) 革製品(革ジャン・ベルト・バッグ) ひも、全ての靴類、木材・竹等、ぬいぐるみ
固形燃料化できないごみ （不燃ごみ）	硬質プラスチック類	カセット・ビデオテープ、レコード・CD・フロッピーディスク、プラスチック製品 ビニールホース、プラスチック製ホース、ポリバケツ・洗面器、水筒 おもちゃ、傘
	陶磁器・ガラス類	コップ・グラス、耐熱ガラス製品、化粧品のびん、食料品以外のびん 破損した電球・蛍光管、時計・腕時計、せともの・茶わん・皿、陶器・磁器 板ガラス、割れたびん、焼却灰・土間清掃程度の砂、鏡、ライター
資源ごみ	缶類	ジュース缶・ビール缶・カンジメ、スプレー缶、菓子缶・ミルク缶、油缶、一斗缶 王冠・びん等の栓(金属製)
	びん類	茶色びん、透明びん、その他の色びん(青・緑・黒など) (ジュースびん、酒びん、ドリンク剤のびん、調味料びん、食用びん)
	ペットボトル	飲料用・酒類用・醤油用等のペットボトル
	古紙類	新聞・広告・広報、雑誌・カタログ、段ボール、牛乳パック
	金属類	なべ、やかん、金物バケツ、アルミ・鉄製調理用ボール、釜、フライパン 鉄板、炊飯器、アイロン、電気スタンド、ジューサーミキサー 湯沸し器・ポット、カメラ・ビデオカメラ、電話機、ドライヤー、電気カミソリ ラジオ、乾電池、金属危険物(包丁・ハサミ・針・カッターナイフ・カミソリ・替刃)
	蛍光管・電球	蛍光管、電球
	布製品	背広、スーツ、着物、コート、子供服、綿シャツ、ジーパン、ジャージ、シーツ バスタオル
有害ごみ(収集できない)		水銀式体温計、温度計、家庭用血圧計
粗大ごみ	固形燃料化できるごみ	タンス、木製机、応接台・木製こたつ、木製本棚、サイドボード、木製ベッド 応接イス、じゅうたん
	固形燃料化できないごみ	ステレオセット、スチール製机、スチール製ロッカー、金属製ベッド、オルガン トタン、スプリングマット
	金属粗大ごみ	ストーブ、電子レンジ・オーブントースター、扇風機、掃除機
家電リサイクル法適用物		テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
受付しないごみ		ガスボンベ、油類、塗料、シンナー、農薬、火薬、自動車、バイク、シニアカー 農業用機械、営業用看板、営業用冷蔵庫、電動ベッド、医療用マッサージ機 小型充電式電池、ボタン電池、バッテリー、タイヤ、農業用資材、消火器 ドラム缶、医療廃棄物、産業廃棄物 業者請負の改築・解体で発生したごみ　など

表２　収集運搬の方法

固形燃料化できるごみ	週2回出すごみ	2回/週	指定袋に入れる
	月1回出すごみ	1回/月	指定袋に入れる
固形燃料化できないごみ （不燃ごみ）	硬質プラスチック類	1回/月	指定袋に入れる
	陶磁器・ガラス類	1回/月	指定袋に入れる
資源ごみ	缶類	1回/月	無色透明の袋又はコンテナに入れる
	びん類	1回/月	無色透明の袋又はコンテナに入れる
	ペットボトル	1回/月	リサイクルステーション内の収納容器に入れる
	古紙類	1回/月	十字に束ねてリサイクルステーションに出す
	金属類	1回/月	指定袋に入れる
	蛍光管・電球	1回/月	リサイクルステーション内の収納容器に入れる
	布製品	1回/月	就労継続支援事業所さつき園に持ち込む
有害ごみ		―	最寄りの各出張所・公民館及び生活環境課へ出す
粗大ごみ	固形燃料化できるごみ	4回/年	納付券を貼って出す
	固形燃料化できないごみ	4回/年	納付券を貼って出す
	金属粗大ごみ	4回/年	納付券を貼って出す
家電リサイクル法適用物		―	家電リサイクル券を貼って出す

※美祢市一般廃棄物処理基本計画

８　ごみの排出抑制に向けた取り組み

美祢市一般廃棄物処理基本計画における基本理念、基本方針に基づき、ごみの排出抑制に向けた取り組みを推進する。

（１）基本理念

３Ｒ（スリーアール）の推進

（２）基本方針

①排出抑制の推進

・市民意識の向上
・流通、販売事業者との協力推進
・協議体制の整備

②再使用・再利用の推進

・分別の徹底

③適正処理の推進

・収集体制の充実
・再使用、再生利用の充実
・減量化、減容化の推進

（３）排出抑制のための方策

①環境学習の充実
②出前講座の実施
③販売店協力の要請
④エコショップ認定制度の創設
⑤マイバッグ運動やレジ袋対策
⑥３Ｒ推進の拡大
⑦住民及び事業者への施策
⑧有料化施策の継続
⑨生ごみの減量化
⑩食品ロスの削減

９　再生利用・再資源化計画

本市では可燃ごみの固形燃料化をはじめとし、様々な再生利用・再資源化方策を実施している。集団回収の活性化を図るとともに、ごみの分別を徹底することで埋立処分されているごみの中に混入されている再生可能品目の再生利用に努める。

【中間処理での資源化】

固形燃料化できるごみは、カルストクリーンセンターで固形燃料化処理を行い、固形燃料化できないごみについては既存施設での資源回収を行う。

参考：固形燃料（RDF）製造量実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
RDF 製造量	4,449t	4,494t	4,359t	4,291t	3,953t

10　生活排水処理計画

（１）生活排水処理（し尿、浄化槽汚泥）の概要

本市で発生する生活雑排水及び生し尿は、公共下水道、コミュニティプラント、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独浄化槽（みなし浄化槽）で処理を行い、公共用水域に放流されている。

汲み取りし尿、コミュニティプラント、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独浄化槽（みなし浄化槽）で発生する汚泥は、本市で管理する「美祢市衛生センター」へ搬入し、処理を行う。

（２）処理施設の概要

し尿処理施設

施設名称	美祢市衛生センター
所在地	美祢市大嶺町西分 1557 番地
竣工年月	昭和 63 年
処理能力	48 kℓ/日（生し尿 12 kℓ/日、浄化槽汚泥 36 kℓ/日）
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
その他	基幹的設備改良工事（R4～R7）

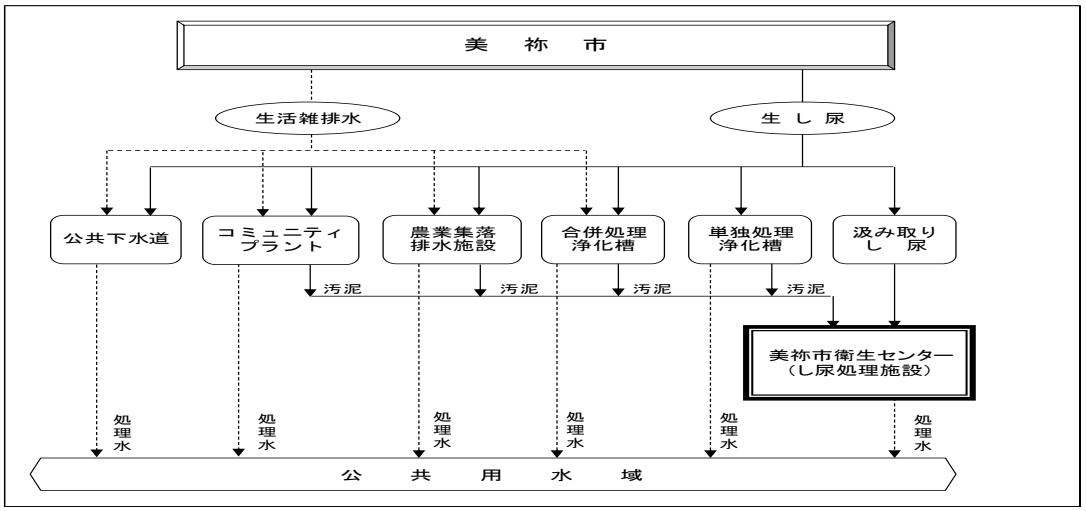
（３）生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表３に、処理体系を図１のとおりとする。

表３　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	生し尿及び生活雑排水	美祢市
農業集落排水施設	生し尿及び生活雑排水	美祢市
コミュニティプラント	生し尿及び生活雑排水	美祢市
合併処理浄化槽	生し尿及び生活雑排水	個人等
単独浄化槽（みなし浄化槽）	生し尿	個人等
し尿処理施設	生し尿及び浄化槽汚泥	美祢市

図１　生活排水の処理体系



（注）脱水汚泥はセメント会社への引き取りを行い、セメント原料として資源化する。

※美祢市一般廃棄物処理基本計画

（４）収集運搬計画

①計画の方針

本市で発生する生し尿・浄化槽汚泥については、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図るものとする。

②計画収集区域

原則として、下水道処理区域以外の市内全域とする。

③収集運搬の方法

生し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、現状どおり生し尿を直営及び委託業者が、浄化槽汚泥を許可業者が行うものとする。

11　生活排水処理対策の取り組み

美祢市一般廃棄物処理基本計画における生活排水処理に係る理念・目標にに基づき生活排水処理対策の取り組みを以下のとおり推進する。

【住民に対する広報・啓発活動】

①環境情報の提供

②地域住民との連携

③家庭での生活排水対策の実践の普及、エコライフの充実

④集合処理（公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント）への接続

⑤合併処理浄化槽への転換（設置係る費用の助成）